

2020（令和2）年度 組織・機構等の改正について

<本 庁>

1 文化財保護行政等の知事部局への移管について

- 文化財の計画的な保存を進めるとともに、今後は、文化財を文化芸術の振興や景観・まちづくり等の推進に活用していくため、教育委員会が所管している**文化財保護業務**を知事部局（県民文化局）へ移管し、2020（令和2）年4月1日から、文化芸術課の課内室として「**文化財室**」を設置する。
- また、県民文化局と教育委員会にまたがっている**文化芸術の振興業務**を2020（令和2）年4月1日から、**知事部局（県民文化局）**へ一元化する。
- なお、教育委員会生涯学習課の課内室として設置している「文化財保護室」は廃止する。

◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
<p>【知事部局】</p> <p>県民文化局</p> <ul style="list-style-type: none">文化部<ul style="list-style-type: none">文化芸術課<ul style="list-style-type: none">トリエンナーレ推進室	<p>【知事部局】</p> <p>県民文化局</p> <ul style="list-style-type: none">文化部<ul style="list-style-type: none">文化芸術課<ul style="list-style-type: none">トリエンナーレ推進室文化財室
<p>【教育委員会】</p> <p>学習教育部</p> <ul style="list-style-type: none">生涯学習課<ul style="list-style-type: none">文化財保護室	<p>【教育委員会】</p> <p>学習教育部</p> <ul style="list-style-type: none">生涯学習課

2 航空対策課の名称変更について

- 航空行政（航空利用の促進等）に加え、空港整備（中部国際空港二本目滑走路整備促進等）を所掌することを明確に表す名称とするため、2020（令和2）年4月1日から、建設局「航空対策課」の**名称を「航空空港課」へ変更する。**

◆変更の内容◆

（変更前） （変更後）
航空**対策**課 ⇒ 航空**空港**課

3 スポーツ課の見直しについて

- スポーツ関係業務の執行体制を強化し、迅速な政策判断・事業実施ができるよう、2020（令和2）年4月1日から、スポーツ局「スポーツ課」を分割し、「スポーツ振興課」と「競技・施設課」を設置する。

◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
スポーツ局 └ <u>スポーツ課</u> └ アジア競技大会推進課	スポーツ局 └ <u>スポーツ振興課</u> └ <u>競技・施設課</u> └ アジア競技大会推進課

◆各課の主な事務◆

課 名	主 な 事 務
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none">・ 主管課業務（人事、予算経理、広報・広聴 等）・ スポーツ大会を活用した地域振興の総合的な企画調整業務
競技・施設課	<ul style="list-style-type: none">・ スポーツ競技の普及、アスリートの育成業務・ 障害者スポーツの推進業務・ スポーツ施設管理業務

<地方機関>

1 県民事務所の見直しについて

- 2019（令和元）年4月に実施した本庁組織再編の方向性を踏まえ、地域の課題に迅速・着実に取り組むことができる、簡素で分かりやすい組織体制とするため、**2020（令和2）年4月1日から、海部及び知多県民センターを県民事務所とする。**
- 併せて、災害時の現地即応性の更なる向上を図るため、災害時に県民事務所等に設置される災害対策本部方面本部の体制を見直す。

◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
尾張県民事務所 └─ 海部県民センター └─ 知多県民センター 西三河県民事務所 [東三河県庁] 東三河総局 └─ 新城設楽振興事務所	尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 [東三河県庁] 東三河総局 └─ 新城設楽振興事務所

※ 災害対策本部方面本部については、3本部（尾張・西三河・東三河）3支部（海部・知多・新城設楽）体制を、6本部体制に改める（災害時の即応性を重視し、新城設楽も本部とする）。

2 動物保護管理センターの名称変更について

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、県が設置する施設等は、動物愛護等に関する業務を行うセンターとしての機能を果たすとされたこと、また、他県では、名称に「動物愛護」を用いている施設が多くを占めている（34団体）ことから、**2020（令和2）年4月1日から、「動物保護管理センター」の名称を「動物愛護センター」へ変更する。**

◆変更の内容◆

（変更前）（変更後）
 動物**保護管理**センター ⇒ 動物**愛護**センター

◆動物保護管理センターの概要◆

所在地	豊田市 ※ 一宮市、半田市、豊橋市に支所あり
所掌事務	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」等に基づく、動物愛護思想の普及啓発、犬又はねこの引取り及び譲渡、犬等の狂犬病予防、野犬等の捕獲、抑留、返還、処分等

<公の施設>

1 面ノ木公園施設の廃止について

- 面ノ木公園施設は、広域自治体である県として管理すべき意義を見直した結果、県の公の施設としては、**2020（令和2）年4月1日から廃止する。**

本施設は、設楽町で公の施設として活用するため、**2020（令和2）年4月1日に施設を移管する**予定である。

※「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）個別取組事項 81-3

◆面ノ木公園施設の概要◆

所在地	豊田市及び北設楽郡設楽町
設置年月日	1972年4月1日
設置目的	優れた自然の風景地の利用の増進を図る。 観光旅行者の利便を図る。
供用面積	520,084 m ²
施設内容	ビジターセンター、休憩所、園路、広場 等

<県関係団体>

1 一般財団法人愛知県私学振興事業財団の廃止について

- 一般財団法人愛知県私学振興事業財団は、2019（令和元）年度末に保有する貸付金債権（入学納付金貸付金、奨学資金貸付金）を県に譲渡し、**2020（令和2）年4月1日から廃止する。**

※「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）個別取組事項 143

◆一般財団法人愛知県私学振興事業財団の概要◆

事務所所在地	名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
設立年月日	1976年5月1日
設立目的	愛知県内に設置する私立学校の教育条件の向上を図り、私立学校における修学を容易にするために必要な事業を行うことにより、私学教育の振興に寄与する。